

日本中世のオヤ・コ研究の現状と若干の論点

鈴木国弘

はしがき

日本中世のオヤ・コ問題の研究史をいま顧みるにあたって、私は、一九六五年以前をその第一期、一九六六年以後をその第二期とみなす二段階の区分法を採用したい。

このうち、一九六五年以前に当たる第一期は、更に、こうしたオヤ・コ問題が、ほとんど法制史的レヴェルでのみ考えられてきたといつてよい戦前と、この同じ問題が、日本中世の社会構造そのものの土台を形成する歴史の実態に則して考えられるようになった戦後とに分けられるだろう。もちろん、戦前・戦後の間に見られたこうした研究傾向の違いは、戦前の中世家族研究が、もっぱら『御成敗式目』など法制史料上に現れた家族のみを研究対象としたのに対し、戦後の研究が、現実の歴史過程から生み出された多くの土地証文類―処分状・讓状など、生きた古文書類を主たる素材とし、しかも日本中世の主たる三つの社会階層、荘園領主層・在地領主層・名主百姓層それぞれの歴史的特色をも考慮に入れて進められるようになったことと密接に対応していた。

ただ、そうはいつても、この第一期におけるオヤ・コ問題の研究は、史料上に現れてくる家族世界が、ほとんど広義の家族に当たる一族・同族関係のものであったために、とかく一族・同族世界の構成原理というべき擬制的オヤ・コ関係のレヴェルで論じられる共通の傾向を持つていたことを、見落してはならない。より正確に言い換えるなら、この時期のオヤ・コ問題研究のレヴェルにおいては、狭義の家族世界を舞台としての現実のオヤ・コのあり方自体は、まだほとんど論じられることはなかったということである。

これに対して、第二期は、高群逸枝氏の婚姻史研究の成果や、社会人類学など、傍系分野からの強烈な刺激を受けて、研究者の関心それ自体が、狭義の家族世界を舞台としての現実のオヤ・コ関係のあり方如何といった方向にしたいに移行していき、その動向と表裏の関係において、一族・同族世界の構成や、そこを舞台として展開する擬制的オヤ・コ関係のあり方などに関しても、かつてとは異なる新しい展開の方向性が見え始めてきた時期なのである。

もつとも、このうち第二期の研究は、まだその緒についたばかりという段階であるから、研究史の紹介ということからすれば、もちろん第一期が主たる対象とならざるを得ないであろう。だが、第一期の研究史の紹介は、周知のように、すでに公刊されている多くの家族史概説が詳細に論じているとおりであるから、それを改めて繰り返すのも、あまり意味のあることとは思われないのである。したがって、私の以下の叙述は、第一期の研究史を正しく踏まえながらも、特に第二期に現れてきた新しい研究分野の開拓状況をベースとしつつ、現在の中世史研究の現状の中で、オヤ・コ問題をことさらに取り上げることの意義はどこにあるのかという問題を、つきつめて考えていくところに、当面の焦点をしばつていきたい。ただし、中世家族世界の典型は、いわゆる中世前期（平安時代末～南北時代）の武家家族にあるというのが、私の基本的考え方である。したがって、以下の叙述も、主として中世前期の武家家族の場合に限られることを、ここに明記しておく。

以上のうちには、大会当日の報告では、時間の都合もあつて十分には展開しきれなかつた部分が含まれる（附記参照）。そこで、論点を思いきり明確にして、大方の批判を仰ぎたいと思う。

一 第一期および第二期のオヤ・コ研究の状況

(一)

第一期の前半にあたる戦前のオヤ・コ研究においては、前述のごとき法制史的研究隆盛の流れの中で、オヤの握つたさまざまな権限内容が主たる研究の対象とされた。ここに言う権限内容の代表的なものをあげれば、①教令権、②義絶権（不孝・勘当権）、③処分権、④悔返権、などであったのであり、これこそいわゆる親権の具体的内容をなすものとされたのである。ただ、この親権の行使主体たるオヤの実態に関しては、それを「父母」双方のことと明記しているのが史料上の表現なのであるが、その時代の研究の大勢は、このうち「母」の存在をことさら無視して、オヤといえは「父」のこととして限定してしまう傾向を見せていたのであり、わずかに三浦周行氏の初期の研究のみが、「父母」両権の存在に公平な配慮を示していたにすぎない状況であったのである。⁽¹⁾だが、そういう偏りはあつたにしても、この時代の研究で明らかにされた親権の強大さに関する認識は、以後、広義の家族世界である一族・同族の構成原理というべき擬制的オヤ・コ関係の研究にもうけつがれて、中世社会の構造に関わる重要テーマの地位を獲得していった。

嘉禎二年三月二十日付秦相久讓状を事例として、問題の所在を確認しよう。(鎌倉遺文五一四三)

讓与 丹波国雀部庄事、

右、件社領者、相久先祖相伝私領也、且祖父頼親神主殊入功力、申立当社御領之間、雖非惣官、任頼親之讓、可知行之旨、親父相頼見干讓相久状、仍相頼法師知行久、相久之領掌無相違、然間令相具次第証文、所讓与嫡男權神主相政也、(中略)凡相直以下子息等、以相政思如親、互可相思也、相政又舍弟等事、存如子可憐愍、号有如形処分、不可見放、(後略)

これは、もちろん、親父相久から丹波雀部庄の讓与を受けた諸子の間に、嫡子相政が「親」となり、その弟たちが「子」

としてこれに仕えるという擬制的オヤ・コ関係が形成された例である。ただ、ここで見落せないのは、こうした擬制的オヤ・コ関係が、たんなる觀念上の関係としてでなく、嫡子相政(本家)の舎弟たち(分家)に対する強力な統制関係として、実態的に認識されていたところにあるのであって、それはもちろん、この本家・分家の統合体たる同族世界こそ、中世武士団の人々の間で、現実の政治的・軍事的集団そのものとして認識されていたことの表現にほかならなかつた。だから、こうした擬制的オヤ・コ関係は、必然的に、ある一族の長の権威を頼つて集まつてきた非血縁者のうえにも及ぶのであり、烏帽子親・子、名付け親・子などの觀念が現れる理由も、まさにその点にあるのであつた。中世武士団のオヤ・コ世界は、こうした戦前の研究の中で、ほぼその骨格を明らかにしたと見てさしつかえない。

他方、第一期の後半に当たる戦後のオヤ・コ研究は、いわゆる社会経済的研究の飛躍的前進という流れの中で、右のごとき戦前の研究成果を、いわゆる惣領制研究の中で発展させる成果を上げた。この惣領制研究におけるオヤ・コ問題の位置を明らかにしたのが、一九六五年代頃に行われた豊田武・上横手雅敬論争であつた。

まず、豊田氏は、戦後盛んに行われた領主経営に関する研究の成果にもとづき、擬制的オヤ・コ関係においてオヤの権限が強力に貫徹するのは、そのオヤが開発領主権の所有者である場合であるとして、オヤの権限を即親権という風にいわば超時代的に把握してきた戦前来的研究姿勢に対して根本的な批判的視座を提供する姿勢を見せたのであつた。⁽²⁾他方、上横手氏は、一族・同族世界が、擬制的オヤ・コ関係で支えられているとした戦前来的研究成果に立脚しながらも、いわゆるオヤの権限が強力に作用したのは、あくまで真のオヤ・コ世界に限られるという考えから、さきの相政とその舎弟たちの間に見られたごとき擬制的オヤ・コ関係は、嫡子(本家)の庶子(分家)に対する統制というよりは、親権の体现者たる嫡子(本家)を中心とした諸子(諸家)の間の緩やかな共和的結合関係に過ぎないと結論したのである。⁽³⁾とすれば、この論争の意義は、戦前には、漠然と考えられてきた擬制的オヤ・コ世界の結集原理を整理する契機になつた点にあると言えよう。

つまり、この論争以降の日本中世史では、いわゆる擬制的オヤ・コ関係におけるオヤの権限の本質は、はたして領主権

なのか、それとも親権の延長なのかという根本的な議論が呼び起こされることになったのであった。

だが、こうした豊田・上横手論争は、どっちが正しいかという二者択一的な観点から検討されるべきことがらではなく、中世のイエというべき擬制的オヤ・コ世界には、(A)豊田氏のいうごとき経営体的求心性の方向と、(B)上横手氏のごとき血縁結合的共和性 \parallel 遠心性の方向とが共存しているという観点にたち、それぞれの展開方向を追求する方向で受け継がれるべきものと思われる。このうち、(A)の経営体的求心性は、イエ世界の自立性の側面に、(B)の血縁結合的遠心性は、後述のように、イエ世界の非自立性 \parallel 相互依存性の側面に、それぞれ対応していた。中世のイエというのは、まさにこうした両面性を内在させた世界であったというべきであろう。

(二)

第二期において、このうち、(A)の観点を継承して現れたのが、石井進・大山喬平両氏の研究である。⁽⁴⁾石井氏のイエ研究は、在地領主のイエを対象とし、大山氏のイエ研究は、名主百姓のイエを対象としたというように、両氏のイエ研究の間には、階級差に根ざした重要な対立があるが、イエ世界というものを、中世人の自立的活動の拠点として捉え、中世社会の分権性 \parallel 多元性の秘密を解くための原点としてそれを認識していた点は同じであって、前述のごとき(A)の観点の発展形態と見てさしつかえない。

他方、(B)の観点を継承したのが、婚姻・親族問題に論及した論者の研究というべきであろう。なぜなら、上横手氏という一族・同族世界の共和的性格というのは、一族 \parallel 同族を統率する惣領権の相対的弱さということと表裏の関係にある問題であるが、惣領権のそうした弱さは、言うまでもなく、それを取り巻く姻族・親族からの規制の強さによってもたらされた事であるからである。その場合、こうした婚姻史研究の立場から、この問題に重要な史料を提供したのが、網野善彦氏であり、「若狭二宮社務系図」を分析したその論文「中世における婚姻関係の一考察」⁽⁵⁾は、実にモニュメンタルな作品であった。この論文の大意を、当面必要な限りで記せば、こうであった。

この「社務系図」は、他ならぬ若狭国の一・二宮祢宜家の系図であり、初代節文から九代景安までの部分(A-1)、十代頼景から十四代宗盛までの部分(A-2)、十五代宗文以降の部分(B)との間には、内容的にも大きな違いがあったが、特に見落してならないのは、④大体平安時代にあたる(A-1)、及び南北朝時代中頃以降にあたる(B)においては、男系(特に祢宜家の男系)中心の記載であったのに、平安時代末〜鎌倉時代末にあたる(A-2)においては、祢宜家系だけでなく、傍系諸家が記載されるとともに、男系系図のみでなく、女系系図が広範に描かれていたこと、⑤しかも、ここにおける女性の比率が、男性一七三名に対し女性九〇名というように、一般系図に比べて圧倒的な高率を見せていたのであるが、このうち男系についてはその母、女系については、その夫たちの生没年や詳しい事跡に説き及ぶなどの配慮が見られたことの二点であった。この④・⑤二つの事実がなぜ大切であるかといえば、そこにはあくまで、平安時代末〜鎌倉時代末の若狭国の人間には、婚姻関係を仲立ちとした緊密な連合関係が張りめぐらされていたことが示されていたのであるから、日本中世前期の社会構造や家族構成のあり方を解く秘密の鍵は、まさにこうした婚姻ネットワークのあり方のうちにこそ込められていたからにはほかならないと。以上が網野氏の研究の論旨であった。

もつとも、ここへ上げたのは、あくまで「西国」に属する若狭国の事例であるが、われわれはこの場合、網野氏が、こうしたことは、「東国」に比して「西国」で顕著に認められるとは言っておられるが、単なる「西国」だけの特色と言われているわけではなく、あくまで日本社会の民族的土壌の問題として提起しておられる事実に注意すべきであろう。とすれば、「東国」と「西国」の間の違いは、いわば程度の問題に過ぎないのであり、右に見られたごとき問題こそが、日本中世のイエ世界のあり方を考える重要な手がかりとなることは、言うまでもないところであった。

されば、われわれは、先の④の事実からは、中世イエ世界における男系・女系の共存性を、また⑤の事実からは、その頃のイエ世界における父方・母方双方への帰属意識⇨両属性意識の存在を確認することができたというべきであろう。私はずでに先のところで、中世のイエ世界が一定の相互依存性⇨非自立性に覆われた存在であったことを述べておいたが、こうした相互依存性⇨非自立性とは、いうまでもなく、イエ世界が持つ右のごとき④・⑤二つの系譜認識や帰属意識のあ

り方と表裏の関係にある事がらであつたにちがいない。

そこで、私は以下、日本の中世社会に、こうした男系・女系の共存性、父方・母方への両属性を認める系図が、特に十二世紀〜十三世紀の段階でなぜ現れたのかを、明らかにしていかなければならないのである。では、こうした重要な研究テーマを解くためには、どういう方面の研究をふかめればよいのであろうか。以下にはそれを中世イエ世界の内部構造の検討から考えていこう。

二 中世イエ世界の構造とオヤ・コ

(一)

私は、はじめに、中世イエ世界の内部構造のあり方を探る上で重要と思われる左記の三つの史料に注目したい。

A、(前略) 就彼御下知状、件屋敷并河上社迎西知行之間、其跡於当社者、家直次第相続、而屋敷・門田・在家者、惣領家直以下、近親・一族・他人三十余人、面々知行之間、(後略) (鎌倉遺文三一六六九)

B、(前略) 右、倩思縊素之守家門、譬猶羽翼之佐身軀、仍中古以来、此門跡相承之仁、更不離一門、一門中為先親類、親類中非長者子者、不繼之、(後略) (鎌倉遺文九六〇〇)

C、(前略) 凡云寺中事、云寺領事、建久三年起請先了、一族縊素各與判之、然而脱漏猶多之上、有相加事之間、重所定置也、将来若有違犯之輩者、一家親屬之類、他門芳約之人、同心合力、可有沙汰、(後略) (鎌倉遺文二〇八五)

A・B・C三つの史料の傍線箇所こそが大切である。まず、Aによれば、迎西跡たる社(社務職)の知行は、家直のごとき惣領(嫡統)の独占であり、その他の屋敷・田畠・在家などの知行は、家直以下の近親・一族といった血族や他人にまで及んでいた事が確かめられる。この場合の他人というのは、血族ではないという点では他人であっても、所領知行に関わりを持つ存在だから、あとで説明するような「縁者」に当たるものと見てさしつかえない。とすれば、中世イエ世界は、

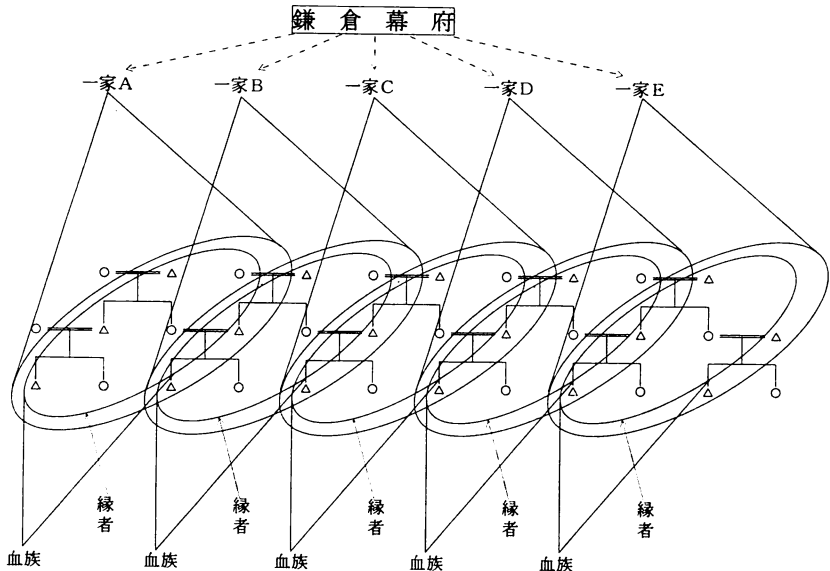
嫡統・血族・「縁者」の三つをもつて構成されていたのだということになる。このうち、嫡統と血族との関係を具体的に表現していたのが、Bであった。なぜなら、そこには、いわゆる門跡相承関係が、長者の子という嫡統を中軸として、その周辺に親類・一門という血族世界を配置していたかたちで描き出されていたからである。これに対して、血族と「縁者」との関係を具体的に表現していたのが、Cであった。すなわち、ここでは、寺中・寺領の管理関係は、一族・一家親属の類という血族世界と、他門芳約の人という「縁者」世界の二つをもつて表現されていたからである。

以上、われわれは、中世イエ世界の内部構造が、(1)嫡統(直系家族)、(2)血族(複合家族)、(3)「縁者」、の三段階構成であることを確認出来た。石井進氏がかつて屋敷・門田畠などを中心とした同心円図をもって描き出したイエ空間のうちには、こうした三種類の族縁原理が複合していたわけである。されば、ここで考えなければならぬのは、このような三種類の族縁原理の存在は、中世武士団の存在形態やその歴史的性格とどのように関わりあうことであつたのかという問題である。

ここで私は、特に、Cの史料にも見えた「一家」という世界の動向に注目したい。なぜならこの「一家」世界が(1)嫡統、(2)血族をその中核として持つとともに、(3)の「縁者」世界をその周縁部分に包摂する方向を見せていたことは、私が別稿で明らかにしたとおりだからである。このうち「一家」が、(1)の嫡統と(2)の血族をベースとして展開した側面については、これまでも多くの研究がある通りであるから、改めてつけ加える必要はない。一般に父系直系家族ないし複合家族と呼ばれる一族・同族世界が、そこを舞台に展開していたことが明らかである。したがって、私の以下における考察は、むしろ、(3)の「縁者」世界をその周縁部分に包摂するものとしての「一家」世界とはそもそもどのような歴史的性格のものであつたかというただ一点に限定されることになるわけである。

そこで、私はまず、いわゆる「縁者」世界と、それを自己の周縁部分に包摂しつつあつた「一家」世界との関係のあり方について、前稿の論旨を要約しておくでしょう。

1、「縁者」というのは、互いに独立的な本宅の持ち主同士の間盟＝連合関係を意味するから、広義には、なにがしかの



別 図

縁あるものに広く及び得る概念であるが、一般的には、ある人物にとつての婿・小舅・相婿・相舅といった人々こそが、その「一家」世界の周縁部分に包摂されつつある「縁者」であった。（だから、以下で問題にする「縁者」というのは、すべてこうした「一家」世界の周縁部分に編入された「縁者」に限定される。）

2、こうした「縁者」世界の本質は、例えば、ある「一家」が、その所領などを外敵から守り抜くために、他の「一家」との政治的同盟 \parallel 連合を必要としてきた中で形成されたものであるが、その際、「縁者」となる人びとは、必ずしもある時点で前述の如き縁縁関係に有るものだけに限られるとは言えない。強力な敵を向こうに回して大規模な同盟 \parallel 連合関係を組まなければならぬ時には、更に遠方の「他人」とも婚姻を結び、「一家」世界の周縁部分 \parallel 「縁者」世界の外延を漸次拡大する方向性を示すものであった。これは、「縁者」世界の拡大可能性の側面である。

3、しかし、反面、「縁者」世界内部では、当然、独立的な本宅（ヤケ）の持ち主相互間の熾烈な対立関係もあったのであり、其の当面の同盟 \parallel 連合の必要性さえ消滅すれば、直ちに分裂・解散する可能性を十分に秘めている世界でもあったことを見失ってはならない。これは、「縁者」世界の分裂可能性の側面である。

ある。

したがって、中世武士団の「一家」は、まず、血族のみをもつては十分でない自己の軍事動員能力を強化するために、右の1に見えたごとき族縁関係に連なる人々をその周縁部分の「縁者」世界に包摂しようとするのをつねとしていた。だが、こうした「縁者」世界に存在した同盟Ⅱ連合関係は、けっして安定的なものであったのではなく、2に見えたような拡大可能性と、3に見えたような分裂可能性とを、常にそのうちに内包している世界であった。鎌倉幕府がその軍事力動員体制の土台とした中世武士団の「一家」世界とは、まさにこのような歴史的性格のものであったのである。そこで私は、そうした「一家」世界の存在形態を、「別図」に示しておく。

この「別図」の中で最も大切なことは、「血族」世界の周縁部分に展開している「縁者」世界は、その時々々の同盟目的の形成・消滅や、政治情勢そのものの変化にともない、時々刻々その「縁者」関係の組み合わせに変化を見せる、きわめて可変的Ⅱ流動的な本質のものであったということである。そればかりではなく、この「別図」の表現に添う限りでは、あたかも「一家」の中心にあるかみえた「血族」たちも、時に他の有力な「一家」の権力を期待し、その縁者として周縁的立場に立つ存在でもあり得るのであるから、右のごとき可変的Ⅱ流動的な「縁者」世界をその周縁部分に内包した「一家」世界は、同時に一種上向的な権力依存性に裏付けられた世界でもあったことに留意しなければならないであろう。

「一家」世界の特徴であるこうした可変性Ⅱ流動性と権力依存性という二つの歴史的ダイナミズムが、自家将来の運命を血族の力以上に、周辺「一家」との間に形成された連鎖状的形態を持つ政治的同盟Ⅱ連合により多く託そうとしていた中世武士団の歴史的性情格に起因した事からであったことは、既に述べてきたところからも自ら明らかなことである。とすれば、われわれはいまや、こうした中世武士団の歴史的性情格を発現せしめる規定要因が、あくまで婚姻を媒介として形成された政治的同盟Ⅱ連合関係である「縁者」世界にあったことを見落としてはならないのである。網野氏が「若狭国一・二宮社務系図」から明らかにされた若狭国人間の婚姻ネットワークも、まさにこうした政治的同盟Ⅱ連合という本質を持つ「縁者」世界の連鎖状関係そのものであったと見ることができよう。

そこで次に、私は「一家」世界がその周縁部分たる「縁者」世界に持った右のごとき諸特徴こそが、この時代の人々の帰属意識や系譜意識のあり方を定める要因であったことを見ておきたい。まず「縁者」世界の連鎖的な存在形態に注目するならば、中世前期の武士団世界の人々は、ある「一家」の血族メンバーという意識と、他の「一家」の縁者メンバーという意識という二つの帰属意識を日常的に合わせ持つ存在であったのであり、けっして特定の「一家」世界の中でのみ自己の立場を確認しているごときものではなかった事実を銘記する必要があると考える。

なぜなら、いわゆる「縁者」世界が、一定の婚姻ネットワークをベースとしたものであったことを考えるならば、こうした二つの帰属意識は、その婚姻関係から生まれた子供たちが、その父方への帰属意識と、母方への帰属意識を合わせ持つことの要因でもあったのだから、網野氏が、かの「社務系図」から明らかにされたごとき中世武士団世界における父方・母方への両属性は、まさしくこうした「縁者」世界のあり方に起因したものと見なければならぬからである。次いで、私は、中世「一家」世界がその「縁者」世界で見せていた政治的同盟 \parallel 連合関係の可変的 \parallel 流動的なあり方から生み出されたものこそ、網野氏が同じ「系図」から明らかにされた男・女両系の共存性であったことに注意しておきたい。なぜなら「縁者」世界の政治同盟 \parallel 連合関係が、前述のごとき可変性 \parallel 流動性を持つ存在であったとするなら、男子はもちろん、女子たちもまた、その婚姻ののちといえども、けっして婚家のメンバーとして固定されることはない極めて可変性 \parallel 流動性に富む存在であったわけであるから、系譜上ではどうしても里方一族のメンバーとしてしか記録されざるを得なかったことになるからである。こう見れば、さきの父方・母方への両属性と右の如き男・女両系の共存性とは、あくまでも「一家」世界がその周縁部分に持っていた「縁者」世界の歴史的特色の中から生み出された系図上の二つの表現であったことになるといえよう。

そこで、次に私は、「一家」世界が持っていた上向的な権力依存性、つまり「別図」中にみえた「血族」といえども、頼みがいある相手と見れば、迷わずその「一家」の「縁者」として編入される側面に注目したいが、この風潮は、実はこの

時代の「養子」制度の歴史的性格を決定づける重要な役割を果たしていたようである。言うまでもなく、「養子」というのは、養父母の下への参入以後は、生家(実家)から離れるのを典型とするが、家イデオロギーより力関係を重んずる中世前期の養子たちは必ずしもそうではなかった。もつとも養家の嫡統として入った養子であれば、養家に専属することになるのが当然であろうが、われわれは、実はその周辺に、養子入りののちにも生家のメンバーシップを持ち続けた養子の事例が多いことに注意せねばならない。

たとえば、延慶二年一月に、薩摩国宮里郷では、宮里政行の実子と養子が政行の遺領をめぐる争ったが、この時の養子は、武光弥三郎経兼と称し、養父と明らかに異なる名字を称していた。つまり、この場合、養子の武光経兼は、宮里家への養子入りののちにも、養家に専属せず、実家(武光家)のメンバーシップを持ち続けていたのであった(鎌倉遺文二三八二二)。また、『吾妻鏡』建久六年正月八日の条には、幕府御家人中條家長が、やはり御家人の八田知家の養子であったという事例が見えたが、これもまた、右と全く同様な事例と見ることができであろう。とすれば、この場合の養子というのは、ともに、ある「一家」の「血族」たちが然るべき有力「一家」の下へ結集した権力依存性の表現であったのである。つまり、こうした有力「一家」への権力依存関係が、この時代には、養子入りという族縁原理で表現されていたのであった。

そのことは、政治的依存関係だけにとどまらない。例えば、鎌倉時代の中頃、若狭国の御家人稲庭権守時国は、同じ御家人雲敵の養子となって太良庄末武名田畠や公文職等を譲り受けたが、これは実は時国が、「親子の契約」のかたちで所領田畠を雲敵から稲庭家に継承し去るためであったのである。とすれば、これは時国が、一種の打算をもって雲敵の家への養子入りを図り、その養子入りの後にも、生家稲庭家のメンバーシップを持ち続けていた事例と見ることができるのであるから、こうした打算的欲望の達成のためにも、養子入りといった族縁原理が活用されていたことが明らかであった。こうしたことも、先に見た「一家」世界の上向的な権力依存性の一表現であったことは、もちろんであり、われわれは、こうした「一家」の歴史的性質が、この時代の養子制度に、後世とは異なる様々な特色をもたらしていた事を見落としては

ならない。とすれば、これもまた、中世オヤ・コ関係の歴史的あり方を考える重要な一つの論点である事は、間違いないだろう。

それはともあれ、以上によれば、中世前期武士団の「一家」世界・イエ世界を血族をベースとした一族結合としてののみに静態的に理解して来た従来の通説は、そろそろ改められなければならないのであり、「一家」世界がその周縁部分に包摂した「縁者」世界の可変性Ⅱ流動性や権力依存性を無視したままでは、この時代の家族世界に住む人々が持つ系譜意識や帰属意識のあり方も、また、オヤ・コ関係の歴史的特殊性も、本当には理解できない。では、こうした歴史的性格を持つ「一家」世界が、中世国家体制下で占める歴史的位位置はどのようなものであり、それは、中世オヤ・コ関係のあり方をどう方向づけていたのであろうか。次には、それを考えておきたい。

三 「一家」世界の政治的位置

(一)

そこで、私は、中世武士団の「一家」世界が、既述のごとく鎌倉幕府など中世国家権力の統治単位であったことの意味を考えるとしよう。この考察を進める手がかりとして見落とせないのは、中世財産相続関係の土地証文類であった。

中世の代表的な土地譲渡証文は、(1) 処分状、(2) 充文、(3) 譲状、の三種類である。このうち、(1) 処分状は、親子間の譲渡、(2) 充文は、親子兄弟姉妹間の譲渡、(3) 譲状は、親子兄弟姉妹縁者間の譲渡、に際して用いられるものであるが、従来は、こうした三者間の違いが、必ずしも正しく理解されておらず、漠然と(1)へ及び(2)を、土地譲渡証文の代表とみなすかたちで、この時代の族縁世界のあり方を復元してきた。その族縁世界が、既述のように血族だけで論じられてきたのも、このためであった。しかし、中世土地譲渡証文の大半を占めるのは、私がすでに別稿で論じたように、(3)の譲状であったのである。とすれば、この譲状が示す血族(親子兄弟)と「縁者」という二つの要素からなる族縁世

界、すなわち「一家」世界こそ、この時代の族縁世界の典型であったことが、ここでも確認されることになったのである。⁽⁸⁾そこで、私は、この「一家」世界が、中世国家の統治単位であったとは、具体的にどういうことであったのかを、次に考えていきたいと思うのであるが、右のごとき事情を考えるならば、われわれは、何より、かの讓状の歴史的 성격の面から、それを追求していく必要があるといえよう。その場合、見落せないのは、寛元三年七月二四日付紀伊国野上庄官番頭等申状に見えた左の記述であった（鎌倉遺文六五一九）。

〔前略〕末正者、為守恒者異姓他人也、金王丸之舍弟童、同為守恒者是異姓他人也、縦金王丸之雖為舍弟、何彼職可讓
非氏者哉、其上如此之御庄職等、為其氏之物讓与時者、告庄官等定讓状之事、当御領例也、金王丸死去時、末正子息讓由、全無其披露、（後略）

大切なのは、傍線の個所である。

われわれはまず、この傍線個所から、この讓状という土地証文が「庄官等に告げ」作成される上申文書として表現されていた事実注目したい。ちなみに、『朝野群載』第九の「讓状」の項には、次の三通が納められていた（国史大系）。

(1) 寛治三年十一月二日付藤原頼滋讓状

(2) 康和三年四月二日付中原広宗直講申文「広宗謹檢案内、停父職讓子官、古今之間、蹤跡之例也」

(3) 年月日未詳葛原季忠所帶職讓与申文「季忠謹檢案内、以所帶職与子息、前例也」

このうち、(1)は、一般的にいつても讓状だが、(2)の内容は、正五位下の中原広宗が、所帶の職たる直講職に男広忠を補任してくれるように願ひ出たものであり、(3)も、ほぼ同様な内容の文書であった。とすれば、(2)(3)のごときものが「讓状」として一括されている点は大切で、讓状とは、まさに本来的には、いわゆる職の讓渡に際し国家に対して提出されるべき上申文書であったことを物語っていた。ちなみに中世讓状にあらわれる職の多くが、国家的土地所有の対象としての公田の支配権であったことは周知のとおりである。とすれば、この讓状に関わりを持った人々の世界Ⅱ「一家」世界とは、何よりも職的支配権を共有し、公田支配をベースに結集しあった人々の結合世界そのものであったという事に

なる。つまり中世国家の統治原理のうちには、私がさきに詳しくのべてきたとき可変性Ⅱ流動性と権力依存性を合わせ持つ「縁者」世界の存在によって特徴づけられた「一家」世界そのものをもって、公田支配の請負単位として機能させていこうとする方向性が貫いていたのであった。

(二)

されば、次に私は、さきと同じ傍線個所に、讓状で讓渡された御庄職などが、他ならぬ「氏之物」と表現されていた事実が特に重要であると考える。なぜなら、これに基づけば、中世国家の公的課役の請負単位であった「一家」世界こそ、いわゆる「氏」的世界そのものであったことが知られるからである。「一家」が、「氏」と呼ばれた例は、例えば寛喜年間の紀伊国在田郡で、藤原（湯浅）宗重と其の一家に連なる人々が郡内の名利施無畏寺を同地出身の僧明恵に寄進したとき、この一家の寄進の趣旨に背いた者は「放氏」処分に処されるむねが記されていた事例が良く知られているが（鎌倉遺文四一三七）、私が右に上げた史料の重要性は、そうした「一家」Ⅱ「氏」世界が、同時に中世国家の統治単位であったことを証明していたところにあつたのである。

それはともあれ、「一家」がこのような「氏」だというなら、「一家」のうちに包摂されていた親子関係や親子兄弟関係こそは、「氏」の下部単位としての名字族であつたということになる。もっとも、古代の「氏」の本質から言えば、こうした血族世界こそ、「氏」に近いというべきだろうが、中世では、すでにそうした「氏」は、地域単位の名字族に分解していた。そして、それに代わって、上述のごとき連鎖的・可变的Ⅱ流動的な「縁者」世界をその周辺部分に含んだ「一家」世界が、中世国家の新しい統治単位Ⅱ「氏」世界として登場してきたというわけである。

以上のことは、いうまでもなく、「氏」の族長が持つ「職」Ⅱ公権こそが、いわゆる「縁者」世界のうちに内在したオヤ・コ関係相互間にある対立関係の止揚を図り、それに中世国家の統治単位たる武士団としての集団性を実現せしめる存在であつたということでもあつた。されば、中世オヤ・コ関係におけるオヤの権限の本質を、領主権か、はたまた親権かと二

者扱一的に論じてきたかつての豊田・上横手論争が、もはや過去のものであることは、明らかであり、今後においては、中世国家の上からの統治原理がオヤの権限に内在した求心性と遠心性の間の矛盾関係を克服し、オヤ・コ関係そのものを更に高次に展開させていく過程こそが重視されなければならないのである。このことは、もちろん、上述のように、それ自体のうちに向内的な権力依存性を内包していた「一家」世界が、「氏」を介して、国家の統治原理としての高次のイエ世界に発展する過程に対応するものでもあった。中世のオヤ・コ関係の及ぶ範囲がそののち莊郷↓郡↓国という風に外延的な拡大をとげ、ついには中世国家そのものを一つのオヤ・コ世界として出現させる歴史的方向性を持つことは良く知られているが、その歴史的方向性を現実のものたらしめる原動力は、まさに右のごとき「一家」の展開原理そのものうちにあつたと見なければならぬ。

中世のイエ世界のあり方とか、そこに結集した人々の帰属意識を、血族内部の関係を示す処分状からのみ推察し、父系直系家族を基軸とする固定的一族世界を想定してきた従来の研究は、右のごときイエ世界の持つダイナミズムを把握し得なかつたという点で大きな誤りを犯していたと言うべきであろう。中世国家の中で公然とその存在を保障されていた「一家」世界は、在地の現実の力関係の中から生み出されるその時々々の連合形態を、国家支配の単位としても活用しているとする動きの中でのみ形成されたものである。とすれば、そこに住む住人たちのオヤ・コ意識や系譜意識も、そうした中で、その歴史時代にもっともふさわしいあり方を表出するものであつたといえよう。

おわりに

私は最後に、中世武士団の右のごとき「一家」世界は、また、中世社会構成論の原点にある「家父長制」概念を精密化するためにも役立つことを指摘しておきたい。

最近の中世史での家父長制の扱い方には、左の三つの立場がある。

その第一は、もっぱら家族経営体の独立過程の視角からこの問題を論じた立場で、一九六〇年代以来の研究をうけた河音能平氏の研究などである。⁽⁹⁾

第二は、中世のイエは、中世王権の支配単位としてのみ意義を持つとの観点から、国家支配の単位としての家父長制を論じた立場で、五味文彦氏の近年の論文が、その代表である。⁽¹⁰⁾

第三は、中世イエ世界の動態把握を志すという観点から、家父長権の諸内容——父権・夫権・主人権等——の分析に主眼を置いたもので、飯沼賢司氏や鈴木の一連の論文が、それに関わる。

第一の研究立場は、最も蓄積の多い分野であるが、家父長制の成立過程だけを問題として、平安末〜戦国の中世数百年にわたる家父長制の展開過程を論じていないのは、中世政治史に対する家父長制の規定性など、余りないといっているのとほとんど同じで、あまりにも問題が大きい。五味氏が右のように家父長制の重要な一面を的確に指摘しながらも、「日本の中世において家父長制の概念がどれほど有効な概念であるのか、実は疑問なのである」というごとき意見を述べていたのも、家父長制研究のこうした現状と表裏の関係にあるものである。だが、家父長制という家族世界が、先に述べた「一家」世界の内部にあることは言うまでもないから、私が本稿で述べてきた「一家」世界の歴史的性格のあり方自体が、家父長制のあり方そのものを外側から規定していたという局面にこそ注意すべきであろう。つまり今後の家父長制論研究はけっして経営体の独立だけを論ずればよいといったものではなく、可変性⇨流動性や権力依存性をもった親族⇨縁者世界との関わりや、国家イデオロギーとの関わりを考慮に入れつつ進められなければならないのである。そうすれば、中世の家父長制も、例えば、中世前期と後期とでどう違うかといった歴史的变化の局面にも、注意が向くようになるであろう。

ところで、中世前期の「一家」世界が、男系・女系の共存性を持っていたことは上述の通りであるが、中世後期の「一家」になると、これは明らかな男系一元化の方向に向かうのである。されば、中世前期の「一家」世界を特徴づけていたのは、なによりも女系の存在なのであり、家長から女―外孫と続く女系の意識そのものなのである。私は、家父長制の研究に当たっては、これを、中世前期の家父長制の属性のひとつとしての女系（外孫から見れば「母系」として理論化するこ

とができると思う。

今回は、これに深入りすることはできないが、少なくとも、この観点に立つ限り、近年盛んな社会史・女性史・族縁論・氏論などの諸研究は、家父長制論そのものの進歩にむけて、大きな役割を演じ始めるに違いない。いずれ稿を改めて考えていきたい。

注

- (1) 三浦周行「親子関係を中心としての家族制度」〔法制史の研究〕上 五六頁、一九四三年
- (2) 豊田武「中世の武士団」(豊田武著作集六) 一九八〇年
- (3) 上横手雅敬「惣領制序説」(京都大学教養部「人文」八)、一九六二年
- (4) 石井進「中世武士団」(小学館「日本の歴史」一二) 一九七四年、大山喬平「日本中世農村史の研究」一九七八年
- (5) 「地方史研究」一〇七、一九七〇年
- (6) 拙稿「東国武士団の『社会』と鎌倉幕府」(日本大学人文科学研究所紀要四三)、一九九二年
- (7) 網野善彦「中世荘園の様相」二〇頁、一九六六年
- (8) 拙稿「在地領主制の形成と族縁原理」(『日本中世の政治と文化』所収)、一九八〇年、「鎌倉時代の領主制と親族」(日本大学人文科学研究所紀要三二) 一九八五年
- (9) 河音能平「中世封建制成立史論」一九七二年
- (10) 五味文彦「中世の家と家父長制」(シリーズ比較家族一「家と家父長制」) 一九九二年
- (11) 飯沼賢司「日本中世の家父長制について」(『比較家族史研究』二) 一九八七年
- (12) 鈴木国弘「在地領主制」一九八〇年

(附記) 本論文は、一九九一年に東京大学で開かれた比較家族史学会大会の報告としてまとめたものである。その後この大会特集企画が挫折したため本誌に掲載していただくことにした。投稿後長年月を経ておりいささか時季外れの感はあるが、必ずしも鮮

度は落ちていないと思う。注(6)(8)拙稿と併読して頂くようお願いがしたい。

(日本大学文理学部 日本中世史)